

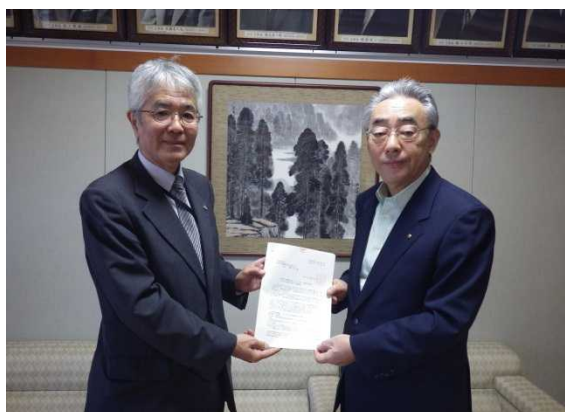
「過重労働解消キャンペーン」に関する協力要請を県内の主要な労使団体等に行いました



(栃木県経営者協会の青木会長に協力要請する堀江労働局長)



(日本労働組合総連合会栃木県連合会の加藤会長に協力要請する堀江労働局長)



(栃木県労働基準協会連合会の藤澤会長に協力要請する堀江労働局長)

栃木労働局では11月を「過重労働解消キャンペーン」(※1)期間として、長時間労働の削減等過重労働解消に向けた「働き方改革」の集中的な周知・啓発等の取組を実施しております。

※1 以下のURLを参照してください。

http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/tochigi-roudoukyoku/houdou/ki_jun/20151030kajuuroudoukaisyoukyannpe-n.pdf

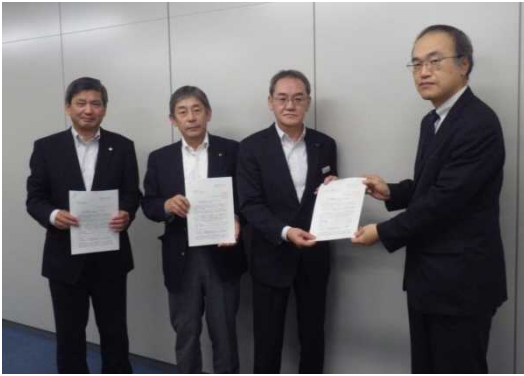
栃木労働局では、11月のキャンペーン期間を前に県内の主要な労使団体等に対し

長時間労働の抑制や過重労働の解消、年次有給休暇の取得促進等の働き方改革への積極的な取組みに向けた協力要請を行いました。

今回の協力要請は、昨年施行された「過労死等防止対策推進法」に基づき、11月は「過労死等防止啓発月間」とされており、この月間に併せてキャンペーンを行っています。

堀江労働局長は、9月30日には栃木県経営者協会の青木会長に、10月9日には栃木県労働基準協会連合会の藤澤会長に、15日には日本労働組合総連合会栃木県連合会の加藤会長をそれぞれ訪問し、「過重労働解消キャンペーン」等に関する協力要請を行いました。

また、長岡労働基準部長は、同月19日に、栃木県商工会連合会の青木常務理事、栃木県商工会議所連合会の佐藤専務理事、栃木県中小企業団体中央会の加藤専務理事、栃木県経済同友会の五家専務理事、栃木県建設業協会の岩本専務理事に、20日には、栃木県バス協会の手塚会長、栃木県タクシー協会の鉢村専務理事、栃木県トラック協会の松本専務、栃木県社会保険労務士会の森田会長をそれぞれ訪問し、協力要請を行いました。



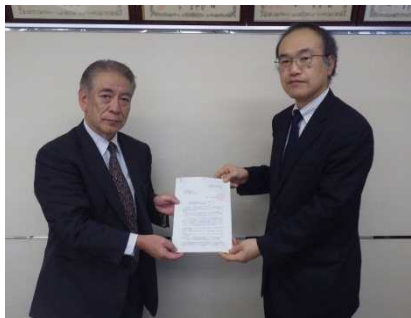
(左から栃木県商工会連合会の青木常務理事、栃木県商工会議所連合会の佐藤専務理事、栃木県中小企業団体中央会の加藤専務理事に協力要請する長岡労働基準部長)

長時間労働を抑制し、過重労働による健康障害を防止するとともに、年次有給休暇の取得促進により、働きやすい環境を作ることで労働者のモチベーション（やる気）を高めることにより、魅力ある企業を作ることで新たな人材確保、生産性の向上にもつながることになり、企業にとっても大きなメリットがあります。

また、魅力ある企業が増えることで地域の雇用が促進され、地域の活性化にもつながります。



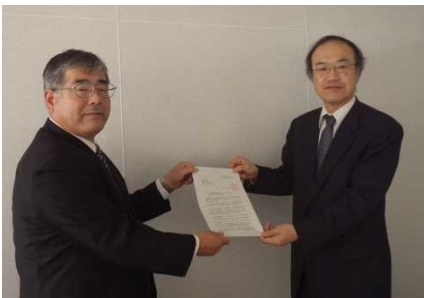
(栃木県経済同友会の五家専務理事に協力要請する長岡労働基準部長)



(栃木県建設業協会の岩本専務理事に協力要請する長岡労働基準部長)



(栃木県バス協会の手塚会長に協力要請する長岡労働基準部長)



(栃木県タクシー協会の鉢村専務理事に協力要請する長岡労働基準部長)



(栃木県トラック協会の松本専務に協力要請する長岡労働基準部長)



(栃木県社会保険労務士会の森田会長に協力要請する長岡労働基準部長)

栃木労働局では、栃木県内の働き方改革を推進している企業について、栃木労働局長とのトップ会談の記事を掲載しております。今後も働き方改革に前向きな県内の企業をご紹介する予定です。

以下の URL を参照してください。

http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/roudouki_jun_k_eiyaku/sonota/20150508.html

栃木労働局では今後とも働き方改革の普及・推進を行い、長時間労働の抑制や過重労働による健康障害の防止に取り組んでまいります。